
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKe 580

[24/07/2003; High Court (England and Wales); First Instance]

Re R (Abduction: Habitual Residence) [2003] EWHC 1968, [2004] 1 FLR 216

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

高等法院（家事部）

王立裁判所

2003年7月24日

Munby J

代理人：原告の代理として **Mr James Turner** 勅撰弁護士、被告人の代理として **Ms Debbie Taylor** が出廷した。

MUNBY J:

1. 本件はハーグ条約に基づく児童誘拐訴訟である。父親は母親による不法留置であると主張する。本件の結論は、基準日における児童の常居所に関する問題により決定するというのが共通の認識事項である。

2. 父親は英国で生まれた。母親はオーストラリアで生まれた。両者は 2000 年にロンドンで知り合った。両者は 2001 年 3 月 23 日ロンドンで結婚した。本訴訟の対象である両者の娘、I は 2002 年 1 月 22 日ロンドンで生まれた。この時一家はロンドンの賃貸住宅に居住していた。父親は、2001 年 3 月 19 日付の契約に基づき、ドイツ系企業であるコメルツ銀行株式会社のロンドン支店に雇用されていた。彼は債券市場課の新人として採用され、当該銀行のグローバル融資組成部の **Mr M.B.** の下で働いていた。本契約は英国の法律に基づき記載されている。彼の給与は英国通貨ポンドで表記されている。彼の“現在の通常勤務地”はロンドンのシティーにあったとされている。休暇付与は一部分においては“英国法定休日”を参照して、表現されたものである。彼がこの仕事に就けることを示す条件のなかには、1986 年の金融サービス法に基づく英国の関連規則により正式な承認を得ていることを示さなければならないものもあった。

3. 2002年の間に、彼の雇用主は彼をドイツへ配属させた。この配置転換が本訴訟を生み出すことになった。その後起こった事実（ここで言う事実とは、争点となっていない問題のことである）は、以下のように要約できる。

4. 父親は2002年8月5日ドイツでの勤務を開始した。2002年8月7日、彼はドイツの小さな家具付きのアパートを仮住まいとして居を移し、母親と娘はこのときこの国に残った。

5. 2002年8月18日、母親の両親がオーストラリアからこの国を訪れ、この両親と彼女は最初にフェロー諸島へ旅行に出かけ、のちにフランスで残りの家族と落ち合った。

6. 旅行から戻ると、母親はロンドンにある家の家具や所有物を片付け、それらを保管する手配をした。保管された物が非常に広範囲に及ぶというだけでなく、そこには家の家具、非常にたくさんの量の家族の個人的な所有物—写真、CD、その他そういう類の物が含まれていたということが重大な問題である。

7. 2002年9月15日、父親、母親そしてIはドイツに行った。彼らはそれから2週間ほど、その小さな仮住まいのアパートで暮らした。2002年9月29日から30日にかけて、彼らはドイツでやや大きいアパートに引っ越した。このアパートは、契約終了の通知がなければ、自動的に更新されるという条件はあったが、2003年1月31までの賃貸契約になっていた。母親はそれから少しの期間、ロンドンの家を明け渡すためにこの国に戻った。その家の賃貸契約はさまざまな出来事があったのちに、2002年10月13日で正式に終了した。その後、母親と父親はドイツで借りた家具付きのアパートでIと一緒に暮らすために戻った。

8. 父親は時折、週末にこの国に戻った。2002年10月11、12日、2002年10月25、26日、2002年11月21、22、23日の週末にこの国にやってきた。これらの機会に、父親は、証拠から明らかのように、仕事と個人的な活動の両方をおこなっていた。母親はその間、Iとともにドイツに残った。

9. 2002年12月15日から29日にかけて、父親は出張でドイツからこの国を訪れたが最初に立ち寄ったのはアメリカ合衆国だった。この期間のうち、2002年12月21日から29日の間、母親とIは友人や親戚を訪ねるため、この国に戻っている。彼らはわずかの期間2002年12月30日と31日は全員でドイツに戻り、それから、2003年1月1日から4日までの4日、スキー旅行でオーストリアへ

行った。父親は 2003 年 1 月 17、18 日の週末にこの国を訪れ、また 2003 年 1 月 31、2 月 1 日の週末にもう一度訪れている。

10. 2003 年 2 月 5 日、母親は父親の合意と承諾を得て、I とともに旅行、とりわけ、私が言ったように、そこに住んでいる彼女の両親と会うために、オーストラリアに出かけた。2003 年 3 月 6 日の帰りの航空券が予約されていた。

11. 2003 年 2 月 15 日について、母親の証言によると、彼女は父親に電話で 2003 年 3 月 17 日までオーストラリアに滞在したいと言った。それは、彼女の叔父のひとりが 80 歳の誕生日を迎え、そのパーティーが 2003 年 3 月 16 日におこなわれることになっていたからだった。当然ながら、彼女は I とともにこのパーティーに出席することを望んでいた。彼女はこの叔父に会えるのはこれが最後になるかもしれないと案じていたのだろう。盛大な家族パーティーになる予定で、他の親族に I を会わせる機会にもなるはずだった。また、休暇を比較的短い期間、延長するだけですむことだった。

12. 当初の予定では、帰りの航空券の日付である 2003 年 3 月 6 日に母親が帰ってくるようになっていたとか、あるいは母親が言うには、もともと 2003 年 3 月 12 日に帰るつもりであって、航空券は、安い価格で購入するための手段であるとの認識で、早めの日付で購入したものだということから、父親と母親の間で口論になった。わたしにはそれほど口論になるような原因があったとは思えなかったが。

13. 母親と父親が電話で話しているとき、母親によると、その会話は 2003 年 2 月 15 日ごろになされたもので、父親の返答は、彼女の提案は受け入れられないというもので、彼女によれば、これはいかにも誘拐に当たる行為だと彼が攻撃を始めたという。

14. しばらくして、父親を電話で非難する会話がなされた。彼は 2003 年 3 月 2 日だったと言っている。父親は休暇の延長を認めないとはっきり言った（2003 年 3 月 3 日であればいいのだが）ということを知ったので、正確な日付は問題ではないようだ。実際、父親は母親に対しファックスで特に次のようなことを言っている。

「私は I を彼女の意思に反して、フランクフルトのわが家から離れた他の国においておきたくはない。そんなことは受け入れられない。きみの最近のふるま

いが受け入れられなかったのと同じように（中略）頼む（中略）Iと一緒に帰ってきてくれ」

二日後の 2003 年 3 月 5 日、父親に依頼され、ドイツの弁護士が母親に特に次のように書かれた手紙を送った。

「ドイツへの帰国の遅延は、不法な児童の留置とみなされます。国際的な法的基準に従えば、あなたは即刻ドイツへ帰国する義務があります」

手紙はさらに次のように続く。

「あなたの帰国が少しでも遅延されることが確認された場合、あなたの夫は、子をドイツへ帰国させるために法的手段に訴えるであろうことをご承知おきください。国際法に基づき、このドイツにおいて、この子に関する一切の問題が扱われるのです」

自分の娘を広い範囲の親戚に会わせることができるように休暇を少しの期間延長をしたいという、妻であり彼の娘の母親の合理的と思われる要望に対する対応がこれで適切だったと信じているかどうか、それは彼と彼の良心の間にはかないということは、本裁判に関する限り、残念なことである。

15. 2003 年 3 月 20 日、母親は帰りの日にちだけではなく、行先も変更し、オーストラリアからこの国へ飛行機で向かおうと計画を変えたことを父親は知ったため、驚くべき速さでドイツの弁護士に行動させた後、父親はしかるべき調査を行った。ドイツ当局に赴き、2003 年 3 月 21 日に通常形式による裁判所の命令を一方的に取りつけた結果、母親が 2003 年 3 月 22 日ヒースロー空港に到着したときには、廷吏が出迎え、ハーグ条約の裁判にかけられていた。

16. 私には真実だと思われるが、母親の証言では、この国を經由はしたがドイツに帰るつもりであり、彼女の希望は広い親戚と会う機会を持ちたかったことであり、間違いなくかなり緊迫した状況になっていることが予想されるどころへ戻る前に、言わば、息継ぎをしたかったのだということだ。

17. 本裁判における訴訟は、その後、通常の方法でおこなわれ、2003 年 7 月 22 日、私の前で公聴会が進められた。私が述べたとおり、主な争点は、基準日、すなわち 2003 年 3 月にどこが I の常居所として認められるのかということである。

18. 父親の主張を非常に述べると、雇用主によるドイツへの配属が長期にわたる可能性があるほど不確定な期間であり、いずれにしても最低でも6カ月であるというのである。

19. 母親の主張を非常に簡潔に述べると、配属は基本的に一時的で短期間のはずであり、最長でも6カ月であるというものである。

20. さまざまな証拠書類および供述証拠が父親、母親、双方の側から提出されている。私は当然ながら、証拠の完全性と、この重要な問題について語られた証言について、母親と父親による違いだけではなく、両者側から召喚された多様な証人による違いも考慮に入れる。私の前で口述証言を行った証人もいるし、そうでないものもある。この中心的かつ重要な問題について結論を下すに当たり、何人かの証人は他の証人よりもより参考になった。

21. 父親の主張は、雇用主、実際にはライン管理者であるが、特に Mr B. によって裏づけられた。彼は 2003 年 7 月 17 日に宣誓供述をおこない、次のように述べた。

「2002 年 8 月、H はドイツで常勤の形で勤務を開始した。この配属の任期は特に設定されておらず、ドイツ勤務が終了する日時は別段決められていなかったと言われた。配属が決まったとき、彼はドイツ勤務が最低でも6カ月であることを私に確認した。私は 2002 年 7 月に合意したとおり、H が長期間にわたってドイツで勤務を続けるものだと思っていた」

Mr B. により書かれた手紙は、父親が確認を求めたことだけではなく、彼の配属が最低でも6カ月にわたるものであることの保証を得たことをも明らかにし、父親の主張を裏づけるものである。母親が主張し、父親が認めたとおり、母親は Mr B. とはかかわりがなく、話したこともないという点に注目するのは重要なことである。

22. 父親と母親から提出された証拠とは別の、この問題に関して、私にはもつとも明快な証拠と思われるものは、3人の異なる情報源から出されたものである。それらはすべて、偶然にも母親の主張を支持している。このうち最初の証人は Miss L. で、この父親の父親のパートナーである。父親が 2002 年 8 月にドイツへ旅立つ直前、母親と父親は、2003 年 8 月 3、4 日、彼の父親のところに滞在している。2002 年 8 月 6 日、Miss L. は母親に次のような手紙を書いている。

「親愛なる L」

上記はあなたが教えてほしいと言っていた住所と電話番号です—失くさないように。

W/Eであなたに会えるのは素敵なこと。ここのところ、この夏で数少ない暑い日でしたね。なんて残念！うららかな夏の夜に夕食をとるのを楽しみにしていました—残念。

わたしはいつもどおり楽しんでますし、今のところ気楽に考えています。Bは参ってるみたいだけど。

彼女はもう小さいけど一人の人間で、ちっちゃい赤ちゃんじゃないの。だからドイツへ行ったら、そこでは数カ月のうちに大きな変化が待ち受けていると思う。

子どもにとって6カ月は長い期間だと思うけど、わたしたち大人にとっては、あっという間に過ぎちゃうんでしょうね。やっと離れているのに慣れたと思った頃にイギリスに戻ってくることになるのよ。

とにかく、クリスマスには会えるし、Pのところに行くつもりなら、新年のご招待を待ってるわよ—もちろん、6カ月まるまるいるっていうのは、雇用状況がこういうご時勢だからなのよね。うまくいくことを祈るより他ないわね。

ロンドンに戻ったら、いつでも好きなときに **Letcombe** を使ってくださいね。Pは早くも来年の夏、Iのために子ども用のプールを作るんだって興奮してるわよ。—まあ、あの子のためって言うてるけど、わたしは彼も使ってみたいんだと思うわ、きっと（中略）!!

よい休暇をお過ごしください。それから、荷造りはそれほどたいへんでもないわ。

たくさんの愛を Jよりキス、キス。」

23. 父親が今年の初め、最初にこの手紙に気づいたとき、本訴訟はすでに始まっていた。彼がすぐに示した反応は、ある種の疑念だった。手紙は **Miss L.**の娘によって捏造されたものであるという彼女の主張に **Miss L.**の証拠を向けるためには、彼の反応はまず疑ってみることだという点が、この件に対する父親の取り組みについての態度を明らかにしている。さらに、父親の性格を観察していくにつれ、**Miss L.**がこの手紙を書いたのは 2002年8月6日であること、

これは彼女の直筆であることを彼女が 2003 年 5 月 1 日に宣誓供述した後も延々この手紙について疑念を持ち続けていたという事実が明らかになっていった。この宣誓供述にもかかわらず、その真正性に疑問を投げかけようと、父親はこの手紙を彼女の所有物となっただけについて母親を厳しく追及して責めた。その結果、驚くには値しないが、母親の代理人 Miss Taylor は Miss L. を呼び出す必要を感じた。Miss L. は正直で、信頼できる人間に思われ、その話は完全に信用できるものだった。私もその手紙を読んだが、それは間違いなく Miss L. が証言された日にちに書いたもので、この一家の計画の日程に関する彼女に認識を正確に示すものであることに少しの疑問も感じえない。

24. この手紙では、母親と父親がドイツに 6 カ月行く予定であると彼女が認識していることを複数個所で触れている。父親の弁護士 Mr Turner による反対尋問を受けている間、手紙の内容が調査され、手紙に示されている彼女の認識の根拠が特に詳しく調査された。彼女は、手紙で忠実に表されているように、自分の認識は母親のみならず父親とも交わされた数多くの会話に基づくものであることを明らかにし、私は少しの迷いもなく、これを受け入れた。彼女はドイツに 6 カ月滞在するということについて、誰もがそれほど多くの言葉で語っていたわけではないことを非常に正直に認めたが、私は、彼女が手紙の中で、予定されている滞在が 6 カ月になると 2 回言及している根拠は、母親と父親の両方から得た明らかな印象を正確に反映している結果であることに、いささかの疑念も持たない。彼女は、滞在が短期間になるかもしれないし、あるいはもっと長い期間になるかもしれない可能性について、彼女は手紙のなかで認め、また証言のなかで認めている。実をいうと、（この件には関係ないことだが）母親と父親が 2003 年の 1 月あるいは 2 月までドイツにまだいるのであれば、父親の父親は彼に会いにドイツに行くかもしれないという考えを一時的に持ったという事実について証言のなかで触れている。

25. 書面による供述しか得られていないのだが、二番目の重要な証人は、保健師の Josie Morgan で、彼女は母親の弁護士に彼女自らが書いた次のような手紙をファックスで 2003 年 3 月に送っている。

「私は 2002 年 5 月から 9 月の間に 7 回、L. とその娘を訪ねています。私はリサが娘を守るために、辛抱を続け、精神的にも肉体的にも衰弱してしまうのではないかととても心配していました。一家がドイツに行く前に、この状態がひどくなっていることに気付いたばかりでしたが、L. は助けを求めているが、ほんとに短い期間行くだけだからと言っていました。彼女の夫は彼女と娘のパスポートを取り、彼女はもし自分が行くのを拒否したら、夫に何をされるだろうか

とたいへん怯えているように見受けられました。この女性は自分や子の生命が夫から暴力で脅かされ、夫が自分たちを支配しようとしていることに怯えているのだと私は感じました。私は L が世話好きで面倒見のよい、いい母親であり、娘が必要なことにとっても敏感であると思っています」

26. このファックスにより母親と父親の夫婦の状態、それに母親の精神状態が明らかになったということの他に、これまできちんと調べられてこなかったとしかいいようのない問題であり、ふたつの重要な問題があるように思う。ひとつは、きわめて明らかなことであるが、母親が自分たちは“短期間だけ行く”と保健師に話したという記録である。保健師が、母親は「世話好きで面倒見のよい、いい母親であり、娘が必要なことにとっても敏感である」という観察で締めくくっている点も重要である。これは司法が本件をどう扱うか、将来的に影響を与えることになる裁判官が注目すべき問題であると思う。母親が彼らの娘の世話をする能力について父親が一切の申し立てをしていないという事実に関し、Mr Turner の速やかかつ正確で適切な承認も記録に残しておくべきであろう。

27. この文書に対する父親の回答もまたはっきりしていた。母親に対する父親側の反対尋問でも、母親が保健師に言わせたいことをこの文書で言うように説得したものであると主張した。この状況では不当に思われるが、この申し立てに、当然ながら母親は反論し、保健師は同時にコンピュータに記録を残している、母親が保健師と会ったさまざまな機会（合計7回）に母親は保健師がこのコンピュータのメモについて言及していたことを知っていると言った。私が母親の証言について理解しているとおり、つまりこれは保健師が母親と面会したときにとったメモの記録をコンピュータから持ってきた要約なのである。

28. この文書が書かれているファックスのレターヘッドから明らかなように、この保健師は資格を持った専門家である。かなり短い文章で書かなければいけないという必然的な制約のなかで、扱っている事例を公正に忠実に、かつ正確に彼女が要約していることを疑う理由は少しも見つからない。

29. 私が直接口頭で証言を聞いていないという事実を斟酌しても、（恐らくは父親が彼女を召喚しようとしなかったという理由によるものだが）これは受け入れるべき証言であるように思われる。

30. 三つめに、F.G.の証言がある。彼女は2003年4月9日に宣誓供述をおこなった。彼女はまた口頭でも私の前で供述をおこなった。カナダのオンタリオ州

の弁護士、事務弁護士の資格を持っている。その資格を彼女は 1989 年に取得した。たいへん有名なイギリスのロンドン・シティ事務弁護士の会社のフランクフルト支社で現在、そして実質的には当面の間ずっと、勤務している。彼女の業務活動は父親の業務活動と重なるところがあり、たまたま彼女は父親の仕事の性質について職業上の理解を持っていたことは（彼女は弁護士という立場で、父親の場合は銀行家という立場ではあるが）偶然である。彼女が父親と偶然仕事で会ったとき、同じ家に住んでいたことに気付いたらきっと驚いていただろう。その後、母親がドイツへ引っ越してきて、Miss G.は彼女の夫と会い、父親と母親両方と何度も食事を一緒にした。宣誓供述で彼女は以下のように述べている。

「ときどき私が彼に会ったあと、彼は延長になるかもしれないが、自分のドイツ配属はもともと 2003 年 4 月で終了する予定だったと話していました」

このきわめて重要な供述が反対尋問で細部にわたり調査されたことは驚くに値しない。Miss G.の証言ははっきりしている。彼女の理解は、ドイツ滞在の目的と期間について父親と話し合ったときの一度の会話の記憶に基づくものではなく、複数にわたる会話の記憶の組み合わせに基づくものであり、あるものは他よりもっと正式なものであった。彼女の理解はまさに複数の会話から生じたものであると思われ、それどころか、彼女の記憶の正確さを裏づけるもので、その証言における信頼度は高い。彼女の理解は、本質的には、父親はある商用プロジェクトをある顧客と成功させるため、その業務の補助や実行の目的でドイツに配属になったという会話に基づいている。このプロジェクトはもともと 2003 年の復活祭（4 月）ごろには終了する予定であったが、このプロジェクトがすぐに終わる場合と、もっと長くかかる場合の両方の可能性があった。彼女は、宣誓供述の“延長する可能性がある”というくだりは、そのプロジェクトの完了する時期が延長される可能性があることだと思っていたことを言ったとはっきりと口頭で証言した。実際、彼女の理解は、父親が 2002 年 12 月にアメリカ合衆国を訪れる目的について話し合われた会話に基づいており、（私が彼の証言を理解しているとおり、これは実際に父親により確認された）それについて、このビジネスプロジェクトに関する重要な局面について交渉し、話し合う目的だったことはすでに言及した。

31. 明らかな誠実さと率直さをもってなされた Miss G.の証言を受け入れることに私はなんのためらいもない。彼女は慎重で注意深い弁護士であり、自分が覚えていることと覚えていないことの区別には慎重である人間で、自分が聞いた

ことと自分が理解したことを正しく説明できるほど几帳面である点に私は満足している。

32. 私が特に引き合いに出したこの証言からだけではなく、この証言の一貫性からして、私が出すべき正しい結論とは何か？すべての証言から判断すると、父親の個人的な見解がどうあれ、父親が雇用主と共に持っていた認識や合意（もし違いがあれば）がどうあれ、この一家の計画と認識では、彼らはドイツにあるプロジェクトのために短期間行くというものであった。必ずしも彼らがドイツに6カ月行くという計画であったとは限らない—もし6カ月までというならば、5カ月半や6カ月半ではなく、6カ月と理解されるものである。しかし、私が見聞きしたすべての証言から判断すると、父親が母親に説明したように、家族の多くが理解していたように（例えば Miss L.の証言）、また母親がそのとき理解していたように（保健師の証言の例を参照）、また父親がドイツでの仕事の同僚にそのとき説明したとおり（Miss G.の証言を参照）、計画では、一家はドイツに短期間行く予定だった—大ざっぱに、概算でいえば、それは6カ月を超えるものではなかった。その計画とは、期間が短くなることが予想される計画であった。Miss L.の証言が示唆しているように、一家は2003年の1月と2月にまだドイツにいるかもしれないし、一方でそうではないかもしれないという計画であった。ドイツでの滞在が長期間にわたる無制限の間であるということは、母親の理解しているところではなかったし、家族の多くが理解していることでもなく、母親と父親で話し合ったことや計画に基づくものでもなかった。それゆえ、本質的に、私は事のなりゆきと家族の計画に関して、またドイツ移住の予想範囲、期間、目的に関しては母親の主張を認める。

33. 法律に照らし合わせてみよう。問題はひとつに“常居所”である。本件に関し、この文脈においては、“常居所”という言葉で表される法的概念と“通常の居所”という言葉で表される法的概念の間には違いはないということは法学では広く認識されていることである。このふたつの異なる言葉における影響力も本件においては、互換性がある。

34. 現代の優れた判例は、女王対バーネット・ロンドン特別区地方議会 Shah による申し立て[1983] 2 AC 309 であり、この 343G ページで Scarman は次のように述べている。

「(中略) 通常の居所とは、期間の長短にかかわらず、当面の間、人が生活の一要素として住み着くことを目的として、その人が自由意志で選択した特定の場所、あるいは国のことである」

35. もっと最近のものでは、Nessa 対裁定係官長 (Chief Adjudication Officer) [1999] 2 FLR 1116 で、イギリス議会はこの議題を再び取り上げた。関連する演説は、ハドリーの Slynn 卿によるもので、裁判官それぞれがそれに合意した。Slynn 卿は 1121A ページで次のように述べている。

「(中略) 日常の言葉の意味の問題として、人はある期間そこに居を定め、暮らし始めたのでない限り、人はいずれの国においても常居者とは言えない」1121D ページでは次のように続けている。

「常居所が定められたかどうか、またいつ定められたのか、それぞれの事情により決定される日時に基づいて判断されるべき事実に関する問題である。所有物を持ち出すこと、来る前に居を定めるために必要な事をおこなうこと、居住の権利を得ること、家族を呼び寄せる準備、居住地のあるいは居住しようとする国との永続的な関係やその他多くの要素を考慮に入れなければならない。

必要な期間とは、固定された期間ではない。

あまり長くては疑問が生じる。あまり短くては、議会在 **Re S Re F(A Minor)** で認めたとおり、(児童誘拐) [1992] 1 FLR 548, 555 で **Butler-Sloss LJ** が言うように「一カ月は (中略) かなりの期間ということになるだろう」

Slynn 卿が **Re F** でこの一節に言及した直後、**Butler-Sloss LJ** は次のように述べている。

「この協定をうまく実行するために重要なのは、子は、可能であれば常居所を持つべきであり、さもないと親がその子を最後に住んでいた国から誘拐することに対し、保護を受けられなくなってしまうということである。[弁護士の] の議論を言い換えれば、我々は、子がある特定の国に定住した場合、あれこれ調べて、常居所の不備を探すことに躍起になってはいけないということである」

36. この議題におけるつい最近の判決は、控訴院の **Al Habtoor 対 Fotheringham** [2001] EWCA Civ 186, [2001] 1 FLR 951 で、そこで(37 段落の 966 ページ) **Thorpe LJ said** は次のように述べている。「(中略) **Mr Everall** は、判事が彼女は基準をあまりにも高く設けて、この一家は居を定めてはいないと結論づけたと意見を述べた。**Mr Everall** は、これは一家がドバイに居を定めたかどうかの基準ではなく、彼らの居住が、短期間の目的である場合もあるし、その後の出来事により左右されるかもしれないが、定められた目的のためであったかどうかを基準にしていたと意見を述べている」

彼は、報告されたある事例を挙げて、次のように続けた。

「私の意見では、これらの三つの事例では、移住の目的が比較的短い期間で終了することが意図されていた、あるいは B の事例のように、移住は試しにおこなわれたのだという事実をよそに、常居所が得られるのだろうかという彼の意見をよく表していると思う。

Mr Swift は、判事の判決は自らの見解に基づいて正当化されたものだという意見書を提出して、これらの意見に再び回答した。しかしながら、私はこの付随する点において、また Mr Everall の見解を取り上げたい。私は判事の実事認定はバランスを欠いており、さらにその上、彼女はしっかりと根を下ろすという意味で一家がドバイに居を定めたかどうか尋ねたことで、自らの方向を間違えていると思う。私の意見では、全体として証拠は、ドバイにおける常居所の獲得が 9 月の到着日と家族の関係が破綻した日、つまり 1999 年 12 月 22 日の間にであったことを示しているものと考えてる」

この判例報告の他の箇所にも見られるとおり、私は一家が 1999 年 9 月 5 日実際にドバイに到着していたということ、そしてこの判例では常居所はそれから 3 カ月半経ってから定められたことにされているという事実を付け加える必要があると思う。

37. 主要な、そして判断基準となる引用はこれで十分だと思われる。

38. 第一審で、数多くの判例が参照されたが、あるものはより関連性が深く、それゆえ、他のものよりも本件について役に立った。Re A (誘拐) 常居所 [1996] 1 FLR 1 では、アメリカ合衆国と関わりのある Cazalet J は修理人であり、修理業務の過程で、アイスランドへ配属された。そして問題は、この判例の特定の事実に基づき、これに関わる子の常居所がアメリカ合衆国となるのかどうかである。7H ページで Cazalet J は次のように言っている。

「父親が米軍に参加することを決めたとき、間違いなく頻繁に、星条旗に従っているいろいろな国に移り住むことを要求されるだろうという事実を受け止めていたはずだということを心に留めておく必要があると私は考える。どこから見ても、これは自主的な選択であり、私の見解では、企業の従業員の場合と実質的な違いはない。企業の従業員はある特定の企業に入社した時点で、会社から世界中いろいろな場所で働くように求められるかもしれないということは知って

いるのだから。例えば、父親が戦闘地域あるいは、ボスニアの野営地へ異動になるような場合はもちろん話は別だが、この判例はそうではない」

観察してみると、本件の背景と明らかな関連性が見られる。Cazalet Jが言ったように企業の従業員が海外へ配属されることは、私がすでに言及した判例に十分、合致しているように見える。

39. 彼が意見書を提出する間に、Mr Turner は私に二件の判例を紹介した。ある面では、彼の主張の役には立たないが、他方で、彼の意見陳述のためのものであった。最初の判例は、Re HにおけるHolman Jの判決、(誘拐：常居所) [2000] 2 FLR 294 であり、二番目は、Re NにおけるBlack Jの判決、(誘拐：常居所) [2000] 2 FLR 899 である。二件の判決のうちどちらも控訴院におけるAl Habtoor 対 Fotheringham の判決以前のものであることに留意するのはまったく不適切なことではないだろう。

40. この二件のうち、どちらの判決でも、もといた国に戻らないつもりでない限り、人は外国に常居所を持つてはならないということを示唆しているように読める言葉がそこに見られる。Re H でHolman Jは、ある部分において、さまざまな国で学位取得の可能性を視野に入れて、旅行に出かけていた母親が、ある特定の国を常居所としたのかどうかに注目していた。300B ページで彼は次のように言っている。

「しかしながら、私の意見と理解では、B国において長期にわたって居住する意図があったという点について、A国における常居住を停止することを実際には前提条件にはしていないということである。したがって、ある人が確固たる意志をもって戻らないつもりでA国を出国したが、どこに住むか特に決めていない場合もある。例えば、世界中を旅しに出かける人である」わざわざ言うこともないのだが、これについて、私はまったく反論するつもりはない。原則をそのまま正しく述べているように私には思える。その上、ここで引用されている例は、確固たる意志をもって戻らないつもりでA国を出国した人についてではなく、私が見たところでは、定められるべき原則についてである。ある事例の特定の状況を定型化したにすぎないのであり、これがそこで示されるべき結論への的確に導くものかもしれない。

41. しかし、もっと厄介なのは、300C ページにある一節で、そこで、Holman J は、彼が着目したある判決の事例を引用して、次のように続けた。

「しかしながら、母親が確固たる意志にたどりつき、あるいはどんな意志であれ、スウェーデンに戻らないことを決めた段階がまったくなかったということに、私は非常に満足しています（中略）

私の意見では、彼女は明らかに常居所をスウェーデンに留めておいた、そして留めておくつもりなのだと思う」

私はこれを受け入れる必要がないのだが、この一節は、ある人がそこに戻ってこないという確固たる意志がなければ、その人はある国においてもとの常居所を失わないという法律の論点を含んでいると読むことができる。そして、私の兄弟に関しては、私はそれに同意することはできない。危なくらいそこに近づきすぎて、住居の問題と常居所の問題を混同しているように私には思える。もし人がA国で常居所を失わない、あるいはもっと重々しく、人はAに戻らない確固たる意志をもっていなければB国で常居所を取得することはできないと言うのであれば、それなら、法律の論点として、それは事実無根ではないばかりか、私がすでに引用した判例とは相反する。

42. 同様に読むことができる一節が **Re N** にあり、**Black J** はそこで同じような言葉を使っている。906H ページで彼女は次のように言っている。

「少なくとも母親側では、戻らない確固たる意志をもってイギリスを出国したわけではないが、結局スペインで長期居住をすることになったということを示す多くの要素がある」

それから、彼女は、その判決のいくつかの特定の事例について引用し、907C ページで次のように続けた。

「それからスペインで起きたことが、確固たる意志を持たずにイギリスを出国し、そこで居住を始めたことに関して、私の見解を強力なものにしている」

43. 適用できる事例が正しく分析できる判例があるだろう。それは、A国には戻らないという確固たる意志が特定の状況のなかで見出せない場合、B国において常居所の取得を示すことはできないだろうというものである。そして、おそらく二件の判例のいずれもその類の事例であったのだろう。もしそうであるならば、私は **Holman J** や **Black J** が言ったことに対していささかも異議を述べつもりはない。しかし、もしそうなら、これまで、二件の判例のいずれも、法律の論点を支持しているかのように読めるように、A国に戻らない確固たる意志をもっていなければ、B国で常居所を取得することはできないことになり、

私の慎重な意見では、このような見解は原則として事実無根でないばかりでなく、私が引用した拘束力のある判例と相反するものである。

44. **Miss Taylor** はどのように主張するのか？彼女は全体像をドイツにおける常居所の取得とは整合のとれないものにしようと、暗示的な問題をいくつも示している。本件について、彼女が言うには、これはすでに問題を引き起こしている短い結婚であり、どこから見ても、母親はドイツへ行くことに対しいへん複雑な感情を抱いていたのだと。彼女は父親の重心はイギリスに残したままだと主張する。基盤となっている実際の問題は受け入れるが、私はある論点については受け入れない。つまり、私が示したように、彼は仕事と個人的な活動の両方のために週末に頻繁にこの国に帰ってきていた点である。言い換えれば、父親は定期的にロンドンを訪れていたということである。父親はロンドンの住所を、例えば、郵便局で転送してもらうような書類、銀行が口座明細書を送るための住所として残していた。彼はそれからもずっと例えば、ドイツではどこの銀行の口座も開かなかった。彼はイギリスの銀行の口座を持ち続けていた。両親は I をイングリッシュ・スクールに入れることについて話し合っていた。**Miss Taylor** によれば、（**Miss Taylor** がこの事実引き出そうとしている意味合いを私が受け入れるべきかどうかはわからないが、私はこの事実は認める）彼らはドイツに在留届を提出する手続きをしていなかった。

45. 父親はドイツにいる間、I のためにイギリスの児童手当を取得するための準備をしていたという事実がある。父親の雇用は、私がすでに言及したとおり、イギリスの契約に準じていた。雇用主による引っ越し費用の支給はなかった。フランクフルトに父親と母親が取得したアパートは家具付きのアパートだった。彼らは膨大な所有物、家具と個人的な所有品の両方をこの国で保管して残している。例えば、**Miss Taylor** が指摘したように、私がすでに言及したが、写真や CD といったたぐいの物だけではなく、母親の夏物の衣類もある。これには少し誇張があるかもしれないが、実際にはせいぜい 2、3 個のスーツケースだけでドイツで暮らしていたと母親が言うのと、それほど遠くはないだろうと思っている。

46. **Miss Taylor** によって私の前に提示されたこれらの事柄を私は事実として受け入れる。**Miss Taylor** の絵の描き方には苦勞させられた点もある。例えば、そこで父親は重心をイギリスに残したままであるというところだ。**Miss Taylor** もまたこれらの問題や他の事柄に関して私を説得しようとしていたように、おそらくこれは、ドイツにしっかりと根を下ろした家族ではなかったのだろう。しかし、私がすでに言及した **Al Habtoor 対 Fotheringham** の判決のある一節で

明らかのように、これは決定的な問題ではない。この判例では判決が方向を間違えたことの一つの例で、控訴院で判決が覆ったのだが、それは、判事が自らに不適切な疑問を投げかけたことに原因がある。この一家は、しっかりと根を下ろすという意味でドバイに居住したのか？と。

47. 私が言及した判例について、私がおこなった事実の発見という視点から、2003年3月に、この一家は、特にこの子はドイツに常居住していたのかどうか、そこで見つかった原則を評価し、背景を評価しなければならない。

48. 正直なところかなり不本意ではあるが、この家族とIはその問題となっている日にドイツに常居住していたという結論を導きざるをえない。これはしっかりと深い根をドイツに下ろした家族ではないということはもっともなことである。実際、私の評価もそういう状況だった。この家族はドイツに定住したのではないというのもっともなこと、私も **Miss Taylor** の主張を受け入れるのが妥当だと思う。しかし、本件において母親にとっては不幸なことに、これは、**Al Habtoor 対 Fotheringham** の判決が示した評価基準のようにはいかない。

49. たとえ短期間だけのつもりであっても、この家族の住居はドイツにあったのか？これは、私が言及した一節で **Thorpe LJ** が明らかにした基準である。私の意見では、その答えは、この家族は定められた目的をもってドイツに住んでいたということである。つまり、たとえ短期間であっても、父親には雇用主に命じられた特定の目的が付与されているのである。

50. これについて私が見出した事実の認定において、実際母親に関する限り、そして、彼らの計画に関する限り、この家族がドイツに引っ越した目的とは、かなり短期間で終わるはずのもので、実際私も気付いているが、6カ月を超えない程度の期間であった。しかし、それは、ドイツに常居所があるということの妨げにはならない。

51. この家族はドイツで居住を始めたのか？この答えは私にはイエスしかないように思う。実際に彼らはドイツに相当な期間住んでいたのか？これも答えはイエスしかない。私の意見では、実際、彼らはここでいう相当な期間そこに住んでいただけでなく、そうすることが彼らの計画でもあったわけである。なぜなら、このようなケースの状況、そして、6カ月までというこのような特別な事情がある状況では、そこに引っ越しをするとき、計画に基づいて決められるものであり、その期間は相当な期間であると判断できるからである。さらに、実際母親とIがドイツに到着した日と問題となっている日（2003年3月の誤っ

て記録された日にちである)の間の差である期間は、いずれにしても、私は満足しているところだが、これについては相当な期間であった。私は関連する状況をすべて考慮する。期間が短かったということは私も理解している。しかし、これについて判例が示しているとおりに、1カ月ほどの短い期間でも、法律上は相当な期間になりうる。私は特にただ期間が短いということだけではなく、母親の主張に基づき、この側面について私は受け入れたが、非常に近い将来に、この司法権域に戻ってくるのが予定されている期間であるという事実を私は考慮に入れた。私は彼らの膨大な個人的所有物がこの国で保管されたままになっているという事実も考慮に入れた。将来ドイツへ運ぶことを見据えてこの国に保管したのではなく、私が着目したように、彼らがこの国に戻ってきたときに、保管場所から取り出して使うことを見据えて、この国に保管したのである。これに対して、彼らがこの国を去ったとき、彼らがこの国に持っていた唯一の不動産である賃貸物件を明け渡したという事実がある。父親は頻繁に、母親とIは一度親戚に会うために、父親の場合は、仕事とそれの両方の目的で、この国に戻ってきたことは本当である。しかし、2002年10月から2003年3月にかけては、友人や親戚のところに滞在しているので、これはこの家族がひとつの家しか持っていなかったというのが事実を示している。私がひとつの家というのは、彼らが家庭として使用するために彼らが利用できる不動産はひとつしかなかったということである。彼らが実際に使用している家を彼らはひとつしか持っていなかった。その家はドイツにあった。これは決定的な基準ではなく、この問題に対する答えは決して、最終的なものではない。せいぜい方向性を示しているにすぎない。しかし、誰かが、2003年3月にこの家族はどこに住んでいた？2003年3月にIはどこに住んでいた？という簡単な質問をしたら、答えはたった一つしかありえない—彼らはドイツに住んでいた。同じことを少し違ったふうに試してみることもできる。もし彼らはドイツに常居住してなかったというのであれば、彼らが実際に常居住していたと言える場所がこの国のいったいどこにあるのか？そのような場所はないというのが事実である。

52. 正直に言うと、この結論を出すことに私はあまり喜びを見出していない。しかし、私の事実認定にもかかわらず、母親の主張を認め、父親の主張を拒絶することになる圧倒的な判断材料を見つけたにもかかわらず、私は判例に基づき、通常この言葉が意味するところでは、私が引用した判例に述べられているとおり、基準と原則を適用すると、この家族は問題となっている日にドイツに常居所を持っていたと結論づけざるをえない。そういうわけで、父親の申請は受領されなければならない。

53. 私がこれまで述べてきた意見は、書面形式ではないが、今朝9時に発表するよう準備し、発表するつもり判決である。9時に、事前に一切通告することなく、母親の代理人は休廷を求めてきた。この休廷の目的は、ドイツの法律あるいはドイツ法廷は常居所の問題についてどのような見解を示すのか、ドイツの弁護士からより多くの正式な助言を得たいがためである。Mr Turnerはこの申請に異議を唱え、そして私は私の判決の一部として述べる理由からこれを拒否する旨を示した。

54. Mr Turner の異議は二つの異なる理由から申し立てられた。ひとつは、実質的な問題として、予定されていた証言は、無関係ではないにしても、法廷にとって十分役立ちそうもないものであったので、この申請は誤解に基づいて行われた。二つ目は、そして無関係でもあるが、いずれにしてもこの申請は文字どおりこれから下されようという判決が保留とされるので、4カ月前にハーグ訴訟が始まったという状況からすると2003年7月24日というのは非常に遅すぎるのである。

55. この申請は、すべて Miss Taylor に関する限り、誤解されているように思う。実際、この申請には、法律の重要なポイントが潜んでいる。つまり、本法廷が請求された法廷として動いているときに、国内の法制度を参照することにより、常居所の問題を決定しなければいけないのか？私はそのような視点に立った。なぜなら、このような状況下で本法廷が適用しなければならない関連法がドイツの国内法であるなら、その証言はかなり関連性の高いものになるだろうからである。一方、この状況下で適用できるその関連国内法がこの国における国内法ならば、ドイツ法に関する証言は、興味深いことではあるが、実際にはそれとたいして変わらないということになってしまう。私が理解しているところでは、Miss Taylor が挙げることができると期待している証拠の目的は、ドイツ法を適用させ、—私はわからないが、こちらの方が得点は高いだろう—経験上少なくとも普通なら6カ月以下という期間内の常居所の取得は期待しないだろうということを認めさせるためであった。この論議について、私が着目したように、証言は事実に基づいて効果が生じるべきものであるが、ドイツ法を適用したと仮定して、この家族は常居所を取得しなかったとする。たとえそれが成立したところで、イギリス国内法の問題として、本件はドイツ国内法ではなく、イギリス国内法に従って決定されるべきであるなら、どんな関わりを持つのか私には理解できない。

56. 控訴院における判決では、常居所の問題は、請求された国の法廷として、この状況ではハーグ条約の意義をかんがみ、イギリス国内法を適用するという

私の見解を含んだ表現において、イギリス国内法を適用し、本法廷により判決が下されることになっている。これは、**Millett LJ** (当時) **Re P** (誘拐表明) [1995] 1 FLR 831 判決の 838C ページに記されている。

「**Re F** (未報告) では、本法廷は、“監護権”や“破棄”といったハーグ条約における表現の解釈は、ハーグ条約に基づき、司法権が発動された裁判所、言うならば請求された国の裁判所の問題であると判断している。請求された国の国内法を参照して答えなければならない唯一の問題は、もしあるとしたら、その子に関して、奪われた方の親は、どんな権利を、特に子の居住地を決定するどんな権利を、その国の国内法では、子が連れ去られた時点で、持っていたのかということである。

同様の見解はその子の権利にも当てはまる。居住地。専門的な意味において、請求している国に子が常居住していたのかどうかという問題である。ハーグ条約第3条は“連れ去りの直前”がもっぱら請求された国の問題であると規定している。争点が生じた場合は、ハーグ条約における“常居所”の意味を独自に解釈することで、利用できる証言についてその裁判所が解決すべき問題である。この問題の解決に当たり、彼は、大統領命令はまだ効力があるかどうか判断しなければならない場合における判決を下すよう求められた。これはハーグ条約のいずれの表現の意味に依らない、純粋にイギリス国内法の問題であった。もし、それが、連れ去りの直前にイギリスに常居住していたかどうか見きわめるため判断が求められたとしたら、それはますますハーグ条約に依らない、純粋にイギリス国内法の問題ということになる」

彼は **838H** ページで次のように続けている。

「私はイギリス国内法における常居所の意味が、イギリスの裁判所がハーグ条約の表現に見出した意味と異なること、あるいはイギリスやカリフォルニアの裁判所がハーグ条約を異なったふうに解釈することを示すのは不本意である。しかしながら、私はその子が **1994** 年 **2** 月にどこに常居住していたのかという問題の解決に関して、イギリスとカリフォルニアの裁判所が判断しなければならなかった問題は、厳密には異なる問題であったことを強調しなければならない。イギリスの裁判所はイギリス国内法に従って常居住していたのかどうか、(もし、大統領命令がまだ有効であるということに関連性があるなら) もしこれが第3条を適用する議題ではない場合、イギリスの法律がハーグ条約の表現を汲んだ意味に従って常居住していたのかどうか判断しなければならなかったのである。カリフォルニアの裁判所は、カリフォルニアの法律がハーグ条約の

表現を汲んだ意味に従って彼女がイギリスに常居住していたのかどうか判断しなければならないのである。以下の判決の所見が、なぜカリフォルニアの裁判所を困惑させたり、法廷において母親の主張を妨げたりすることになるのか、その理由が見当たらない」

57. **Miss Taylor** はその点において、そこに正当性がないことを認めた。その一節は、請求国の裁判所におけるハーグ条約訴訟を審議するイギリスの裁判官にとっての根本的な法律の問題について、私が述べてきたことを決定づけるものである。つまり、私が今日座っているところの能力の問題であり、**Re P Millett LJ** では、請求国の裁判所におけるイギリスの裁判官が座っているところの能力の問題である。この件について、私が常居所の問題を裁定するために参照する国内法はイギリスの国内法である。それは、イギリス国内法であり、ハーグ条約第3条に“常居所”という言葉が出てきたとき、イギリスの法律がその意味に従うという見解である。私が引用してきた判例に示されているとおりそれはイギリスの法律である。

58. **Miss Taylor** はこの点に苦勞していた。私が着目した事実について、ドイツの裁判所はドイツの法律を適用して同じ見解を示すのか、違う見解を示すのかという点である。もし同じ見解ならば、証言には意味がなくなる。もし、違う見解ならば、現実的には、上品にポイントを置いてはいるが、ドイツの法律に関してドイツの弁護士たちの異なる見解に惑わされることにより、イギリスの法律が私を正しい方向に導くということとは異なる見解へ進むように私を誘導しようとしているということである。この状況における私の義務は、私が引用してきた判例を参照し、これらの判例に照らし合わせ、関連する原則を適用し、イギリスの国内法を適用することであり、私が至るべき結論はドイツの法律に依る根拠に影響されてはならないのである。同じように、異なる法律の効力についても、ドイツの裁判所の判決に影響されてはならないのだと私は思う。

59. そういう訳で、**Miss Taylor** の申請の根底にある理論立てできない前提は、実際、まったくの誤解に基づくものであり、この理由だけでも、あのような証言を挙げることは不適切であるように、私には思える。**Miss Taylor** が提示しようとしている、実際は提示した類の証言において、**Miss Taylor** が、おそらくより意義深く、いずれの件についても私の注意を向けることができなかったが、どの場合も問題は常居所の問題にすぎないことだとは（例えば、裁判所が一方の親の常居所を変更する法的能力に関心を寄せていることとは対照的に）私は思っていないということを付け加えておく。

60. すべてそのこととは全く別に、**Mr Turner** の二番目の意見には圧倒的な力があるように私には思える。ハーグ条約の訴訟は略式で迅速でなければならない。このハーグ訴訟はほぼ正確に4カ月間に及んでいるというのが事実である。特にやむをえない事情のない限り、—それにここではそのような事情は存在しない—それでは申請が受理されるのには非常に遅すぎ、あのような証言を提示することに対してだけではなく、まったく新しい視点に立った証言が提示されようとしていることであり、とりわけ、**Miss Taylor** が非常に率直に私に語ったように、彼女はあのような証言を得るために、ひと月、あるいはひと月以上かかるだろうと予想していたのである。

61. したがって、またこれらの理由により、**Miss Taylor** の裁判休廷の申請は、私がすでに示した結論により、拒絶される。

62. 私はこれらの見解を付け加えることなく、この訴訟を終えることはできない。法律は私を、私が着目した事実に基づき私が至った結論へと導く。この件に関しては、裁量の余地はない。法は私がおこなった見解に基づいて、父親が求める判決を下すよう訴える。もしこれが私になんらかの決定権のある法域であるなら、私の決定権を父親に対し行使することには非常に強い疑念を持つ。それがひとつである。

63. もうひとつの点はこうである。本件は、ハーグ条約が当初想定し、防ごうとしていた国際的な子の奪取のたぐいからはまったくかけ離れている。本件では、イギリス人である父親が、また妻もイギリス人ではないがドイツ国籍でもなく、修復不可能と思われるほど結婚生活が破綻している状況で、父親は母親がドイツ、ましてその家族の家に戻りたいと思っていないことを知っている状況で、イギリス人である娘を強制的にドイツに連れ戻そうとしているものである。その子は正確には18カ月であり、彼の娘である。私がすでに言及したように、母親は父親に従い、保健師が私に語ったことから判断すると、適切以上の母親であった。一方の親として、母親には非の打ちどころがないという印象を私は随所で受けた。しかしながら、父親は専門的職業に就き、証言から明らかかなように、非常に長い時間働いている。この専門的職業を持った忙しい父親が自らの手で18カ月の赤ん坊の養育を毎日引き受けられるという考えは、私がこれまで見聞きしたすべてのことから判断して、極めて可能性が低いと言える。現実離れしているように私には思える。

64. 私が至った判決の結論は、私のドイツの同僚に（もし父親がこの判決の恩恵を得るつもりであれば）母親の望みどおり、彼女がこの女兒と一緒にこの国

に戻ってこられるかどうか判断を委ねるべきというものである。しかし、どんな形であれ、他の裁判所において他の裁判官に帰属する司法権や他の法制度の運用を侵害したくはないのだが、これは人道的な常識をもって住居という観点から理にかなった基準に基づいて、この幼い女児の将来は、父親よりも母親とあるべき事例であるように思われる。当然ながら、**Johnson J** が以前に指摘したように、父親が子を連れ返そうとする場合、こういった人たちに対する訴訟の現実には、父親にはその権利があり、かなり寛大な関係を持つ必要がある。それは、私が理解しているように、母親がなんらかの方法で拒絶しようと計画や提案しているというわけではない。

65. これは、たいへん不幸で不運な事例である。これは母親にとってはたいへん不幸なことに、法的な理論は彼の側にある。私はすでに父親が驚くべき速さで真っ先にハーグ条約における権利を行使しようとしている状況については所見を述べてきた。たとえ遅くなっても時間が経てれば冷静に考えられるとして、父親は長い目で見れば、一すぐに私の意味するところを説明するが—法律が彼に与えるものを主張することで、ためになるのは父親の利益なのか、それとも彼の女児の利益なのかということを考えられるようになるはずだと私は期待する。私が長い目で見ればと言ったのはこういう理由からである。父親と母親の関係がどういう状態であれ、私は修復不可能なほど破綻していると思っているが、母親は永久に I の母親であり続けるし、父親は永久に I の父親であり続けるのである。何が起こったのか知らされ、それを理解できるほど十分な年齢に達したとき、将来にわたり、不愉快な産物がここに蓄えられてしまうかもしれない。もし、父親が、私の判決の恩恵により、母親と I をドイツに連れ戻すことを断固として主張するなら、将来的に困難をもたらす不愉快な産物がここに蓄えられてしまうかもしれない。父親がよく知っているとおりに、**Johnson J** が前回この訴訟で、ある見解を示した。私は今日、さらに深く意見を表した。考える時間はある。私はこの時間が有効に使われることを望む。

66. とは言うものの、私が述べた理由により、原則に従い、父親は I を即刻ドイツへ戻すよう求める命令を請求する権利があることを私は認めざるをえない。